

令和6年度

水質検査計画

(上水道事業分)



上下水道部キャラクター
ミナモくん

帯広市上下水道部

2024/3/18

帯広市上下水道部

令和6年度水質検査計画

はじめに

帯広市の水道水は札内川の伏流水を水源とする稲田浄水場と札内川の表流水を水源とする十勝中部広域水道企業団からの受水により成り立っています。原水の水質は札内川の影響を強く受けますが、札内川は国土交通省（旧建設省）の一級河川水質調査で何度も1位になっている清流ですので非常に良好です。（平成3年より8回1位となっています。）原水の水質が優れていることにより、稲田浄水場の浄水は厚生労働省のおいしい水の目安をすべて満たしています。

しかし、札内川流域には食品加工場と下水処理場があり、また畜産の盛んな地域ですので偶発的な水質汚染事故の可能性が無いわけではありません。安全でおいしい水を供給するためには水源の環境保全は欠かせません。これは適正な浄水処理と配水池や水道管の維持管理と併せて重要な要素となります。供給されている水が良好な状態にあることを保障するために水質検査は重要です。

平成16年4月1日より新たな水質基準が施行され、その後一部水質基準項目の追加、見直しが行われ、水質基準項目は51項目となっています。

この水質検査計画は、過去の検査実績等を勘案しての検査項目の一部省略ができるなど地域性、効率性を考えた運用並びに水質検査の信頼性確保や水質検査計画の策定と公表などの方針に基づいて作られており、次年度以降も状況変化や利用者の要望に配慮し、より安全で安定した水質管理を目指していきたいと考えています。

目 次

1	水質検査の基本方針	3
2	帯広市の上水道事業の概要	4
3	河川流域及び水道水の状況	6
4	検査地点	7
5	検査項目と検査頻度	8
6	臨時の水質検査に関する事項	11
7	水質検査の方法	11
8	水質検査結果の公表	11
9	水質検査の精度と信頼性の保証	12
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	12
11	関係者との連携	12

1 水質検査の基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓水、浄水場の原水、配水及び河川水とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び当市が独自に行う項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び当市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定します。

2 帯広市上水道事業の概要

(1) 給水状況

帯広市の給水状況は下記のとおりです。

区分	内容
事業者の名称	帯広市公営企業
一日配水能力 (令和4年度)	84,100 m ³
給水人口 (令和4年度)	159,919人
一日最大給水量 (令和4年度)	46,692 m ³
一日平均給水量 (令和4年度)	42,896 m ³
給水戸数 (令和4年度)	81,610戸

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	稲田浄水場
通水年月	昭和28年12月
水源	札内川（伏流水） 浅井戸（2基）
取水能力 （m ³ /日）	44,000
給水能力 （m ³ /日）	40,000
主な給水区域	市街中心地区 市内住宅地区
主な浄水処理方式	薬品沈殿 急速ろ過 塩素消毒
主な浄水使用薬品	
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム
アルカリ剤	苛性ソーダ
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

(3) 十勝中部広域水道企業団から浄水を受水し、別府系配水区域および中島系配水区域に配水しています。

3 河川流域及び水道水の状況

大変水質の良い清流札内川を水源とする当市の浄水場では、取水後、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足しているばかりでなく厚生労働省のおいしい水の目安も全て満足している安全で良質な水道水を供給しています。

しかし、取水地点上流の札内川流域には河川を汚染する可能性のある特定施設や畜舎等がありますし、水質管理上留意すべきことに関する項目もあります。更に浄水場使用薬品及び資機材からの由来で留意すべき物質に関する項目もあります。

原水の汚染要因	水質管理上留意すべき水質項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨、融雪等による濁水の発生 ・ 下水処理場 ・ 食品加工工場 ・ 畜舎 ・ 肥料、農薬 ・ 河川改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ pH ・ 一般細菌、大腸菌 ・ 芽胞菌（クリプトスポリジウム指標菌） ・ クリプトスポリジウム ・ 硝酸態窒素

浄水場使用薬品及び資機材からの由来で留意すべき物質に関する水質項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミニウム（凝集剤に含まれる） ・ 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある） ・ 塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムの分解物として含有する可能性がある）


4 検査地点

(1) 給水栓

配水系統（p.13 帯広市上水道配水系統図）ごとの、市内4ヶ所について水質基準に基づく検査を行います。（p.17 配水系統・採水地点位置図

①～④地点）

なお、給水栓末端における毎日検査、1日1回（色、濁り及び残留塩素濃度）の検査を、令和5年度より各給水区末端4か所で連続監視装置により実施しています。（測定項目は水温、pH、残留塩素濃度、濁度、色度です。）

（p.17 配水系統・採水地点位置図  地点）

(2) 浄水場の原水、浄水及び配水

浄水処理が適正に行われていること並びに原水の水質が良好なことを確認するために稲田浄水場の原水及び浄水を検査します。水質管理上留意すべき水質項目については毎月検査します。

また、2系統の配水系毎に配水についても検査を実施します。なお主要な配水系統については、市内に3ヶ所の配水施設内に残留塩素の自動測定器を設置して常時監視します。

5 検査項目と検査頻度（具体的表示は p.14 表 1 のとおり）

（1）水質検査項目

水質基準項目は、緊急時にも対応できるように全項目を自己検査します。また、色、濁り及び消毒の効果を示す残留塩素濃度に関する検査も行います。

水質管理目標設定項目については、委託検査により農薬類（115種）を含めてすべての項目の検査を行います。また要検討項目についても、委託検査によりできるだけ多くの項目の検査を行います。

病原性生物クリプトスポリジウム及び指標菌については、水質管理目標設定項目にも要検討項目にも含まれていませんが、汚染の可能性があることから自己検査を実施します。

（2）検査頻度

①水質基準項目の頻度

i) 給水栓

給水栓における水質基準項目の検査頻度は従来全国一律に義務付けられていましたが、地域性を考慮し、水道事業体の状況に応じて検査頻度を減じることができるようになりました。

本市は法令で定められた頻度を基本とし、過去の検査結果を考慮して次のように検査頻度を定めることとします。

(a) 法令で検査頻度を減じることができる項目（カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類以下「法令で検査頻度を減じることができる項目」とする）のうち、過去3年間の検査結果が、基準値の10分の1以下である項目は、3年1回まで減じることができ年1回以上の検査を行うこととします。（表1のとおり）

- (b) 法令で検査頻度を減じることができる項目のうち、過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下である項目は年1回まで減じることができますが、年4回以上の検査を行うこととします。
(表1のとおり)
- (c) 平成16年度からの新規項目(大腸菌、ホウ素、1,4-ジオキサン、臭素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、アルミニウム、非イオン界面活性剤、有機物(TOC))及び測定方法が大幅に変更になった項目(フェノール類)については過去3年間の検査結果により検査頻度を減じることができる場合でも年4回以上の検査とします。
- (d) 浄水場使用薬品及び水道資機材に要因があるもので監視が必要な項目(臭素酸、塩素酸、アルミニウム)は、過去3年間の検査結果により頻度を減じることができる場合でも年4回以上の検査とします。
- (e) 稲田浄水場から配水している稲田配水系給水栓水、南町配水場から配水している高区配水系給水栓水及び、十勝中部広域水道企業団より受水している別府配水系給水栓水及び中島配水系給水栓水において、藻類によるカビ臭物質であるジオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、年4回、その他の49項目は月1回の検査を実施します。

ii) 原水、浄水、配水

原水、浄水及び配水の水質検査頻度は、給水栓水における検査頻度を基本に、必要性和過去の検査結果を考慮して検査を行います。

原水は、全項目検査のうち消毒副生成物を除く40項目の検査を年1回行います。原水全項目検査の時期は、平年における降水量の多い9月を予定します。また、給水栓水と同様の項目について、月1回の検査を実施します。

浄水はpH値、臭気、色度、濁度、水温は毎日検査を行います。

配水は給水栓水の検査のうち月1回行う項目は年4回、年4回行う項目は年1回ただし消毒副生成物は年4回、更にpH値、臭気、色度、濁度、水温は週1回検査を行います。

藻類によるカビ臭物質であるジオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、前年度までの検査結果及び水源の状況から検査の省略が可能ですが、年1回の検査とします。

② 毎日検査項目の頻度

給水栓水については給水末端に位置する市内4箇所において色、濁り及び消毒の効果を確認するための残留塩素濃度の検査を1日1回行います。

③ 水質管理目標設定項目の頻度

水質管理目標設定項目は水質管理上留意すべきものとされているので、稲田浄水場の給水栓水について年1回の検査を行います。水質管理目標設定項目の中の農薬については法令で示された115項目全てについて検査を行います(表2のとおり)。水質管理目標設定項目検査の時期は、測定項目に対して降水の影響が少ない8月を予定します。

④ 要検討項目の頻度

要検討項目検査については、ダイオキシン類・消毒副生成物等の項目は毎年、他の項目については3年毎に検査を行います。採水位置は稲田浄水場の給水栓水とします。ただし、ダイオキシン類は、浄水処理でほとんど除去されることから、浄水処理前の原水で検査を行います。

⑤ クリプトスポリジウム等の検査の頻度

クリプトスポリジウムの検査は塩素耐性のある病原性生物であるので稲田浄水場の原水について、年4回の検査を行います。また、クリプトスポリジウムの指標菌の嫌気性芽胞菌については稲田浄水場の原水、札内川の河川水について月1回の検査を行います。

6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源流域・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の方法

給水栓水、配水、原水等の水質基準項目の検査及びクリプトスポリジウムの検査は帯広市上下水道部水質検査センターにおいて行います。

検査方法は「水質基準に関する法令に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「上水試験方法（日本水道協会）」等により行います。

水質管理目標設定項目、要検討項目は20条登録機関等へ委託して実施します。検査する項目、時期の決定、試料の採取は帯広市が行います。専用の採水装置が必要なダイオキシン類の検査については、委託先機関が試料の採取を行います。試料の運搬は委託先機関が行います。委託した検査の実施状況については、検査の記録・写真等で確認します。

8 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査結果は、水質基準との適合状況を含め「帯広市水道・下水道事業年報」及びホームページで公表します。

9 水質検査の精度と信頼性の保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値の1/10以下の定量下限値（非イオン界面活性剤のみは1/4）を確保し、定量下限値において変動係数（CV）が無機物（金属類等）では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

(2) 信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。各項目の分析法及び分析機器操作法は手順書に従い検査結果に差がないように努めます。

また、環境省及び北海道水質協議会による外部精度管理に参加し、信頼性の確保に努めます。

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果の評価は、検査毎に水質基準値に適合するか確認します。また、水質に異常が認められる時は、原因究明・必要な対策を行い、安全な水質を確保します。

水質検査計画は、検査結果やお客様からのご意見などを参考に、必要に応じてその見直しを行い、翌年の水質検査計画に反映もしくは必要に応じてその度に改訂します。

11 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者（国土交通省北海道開発局）、道（北海道帯広保健所）及び本市関係課（環境課、下水道課、農村振興課）と連絡調整し水質保全に万全を期します。

帯広市上水道配水系統図

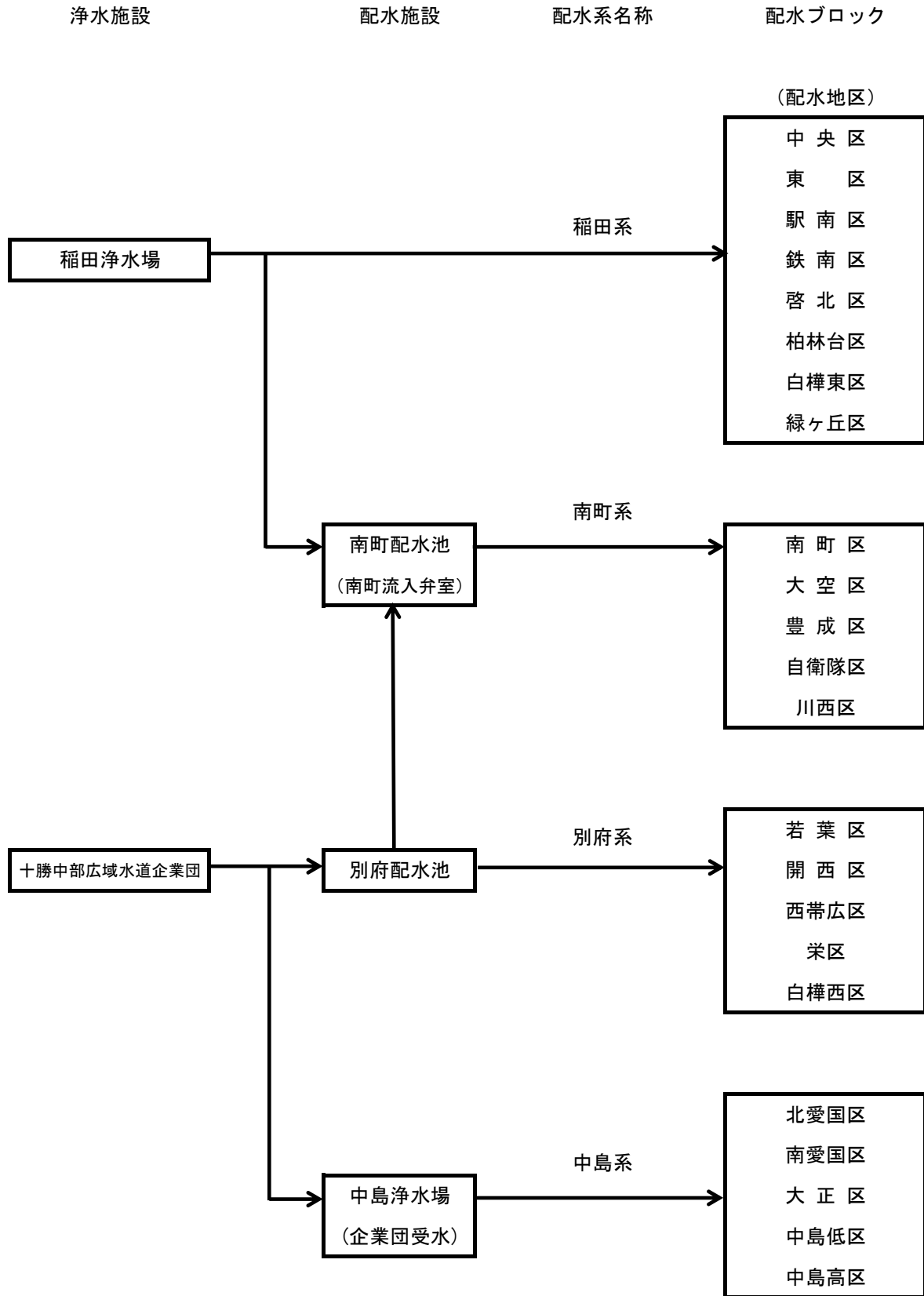


表1 検査項目と検査頻度(上水道)

R6年度

			種別		原水等		浄水		配水		給水栓水						
			採水箇所		稲田浄水場流入原水	札内川表流水	稲田浄水場浄水	中島浄水場+企業団受水	南町配水場浄水	別府配水場浄水	稲田配水系給水栓水	別府配水系給水栓水	南町配水系給水栓水	中島配水系給水栓水	市内4箇所給水栓末端		
項目	基準値	過去3年間の最高値(給水栓)	基本頻度(給水栓)	検査回数 の減が可 能な項目と 程度	実施月												
水	一般細菌 個	100以下であること	2		毎月、⑨	■	■	■	△	△	△	■	■	■	■		
	大腸菌	検出されないこと	0		毎月、⑨	■	■	■	△	△	△	■	■	■	■		
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	年4回	3年1回	毎月、⑨	△		△			■	■	■	■		
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005				△				■	■	■	■			
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001				△				■	■	■	■			
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001				△				■	■	■	■			
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001				△				■	■	■	■			
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.001				△				■	■	■	■			
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004				■				■	■	■	■			
	質	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	年4回	6,⑨,12,3	△	□	△	△	△	■	■	■	■		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	3.5	年4回	3年1回	毎月 6,9,12,3	■	■			■	■	■	■			
フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	0.08				△				■	■	■	■			
ホウ素及びその化合物		1.0mg/L以下	<0.1				△				■	■	■	■			
四塩化炭素		0.002mg/L以下	<0.0002				△				■	■	■	■			
1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	<0.005				△				■	■	■	■			
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	<0.004				△		9				■	■	■		
ジクロロメタン		0.02mg/L以下	<0.002				△						■	■	■		
テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	<0.001	△		稲田給水 栓水毎月				■	■	■					
トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	<0.001	△						■	■	■					
ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	△						■	■	■						
基	塩素酸	0.6mg/L以下	0.07	年4回	6,⑨,12,3			□	△	△	△	■	■	■	■		
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002					□	△	△	△	■	■	■	■		
	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.015					■	△	△	△	■	■	■	■		
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005					□	△	△	△	■	■	■	■		
	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.001					■	△	△	△	■	■	■	■		
	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001					□	△	△	△	■	■	■	■		
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.017					■	△	△	△	■	■	■	■		
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009					□	△	△	△	■	■	■	■		
	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002					■	△	△	△	■	■	■	■		
	ブromホルム	0.09mg/L以下	<0.001					■	△	△	△	■	■	■	■		
準	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008				□	△	△	△	■	■	■	■			
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.012	年4回	3年1回	毎月、⑨ 6,⑨,12,3	△		△			■	■	■	■		
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.04				△		△	△	△	△	■	■	■	■	
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.3				△		△				■	■	■	■	
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.08			毎月、⑨	△				■	■	■	■			
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.7			毎月、⑨	△				■	■	■	■			
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005			毎月、⑨	△				■	■	■	■			
	塩化物イオン	200mg/L以下	7.0	年4回		毎月、⑨	■	■			■	■	■	■			
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	32.8			毎月、⑨	△	△			■	■	■	■			
	蒸発残留物 mg/l	500mg/L以下	91	年4回	3年1回	毎月、⑨	△	△			■	■	■	■			
目	陰イオン界面活性剤 mg/l	0.2mg/L以下	<0.02			毎月、⑨	△	△			■	■	■	■			
	ジオキシベンゼン	0.00001mg/L以下	0.000002	発生時期 に月1回	省略可	6,7,8,9	△	△			◇	◇	◇	◇			
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001			毎月、⑨	△	△			◇	◇	◇	◇			
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	年4回	3年1回	毎月、⑨ 6,⑨,12,3	△		△	△	△	■	■	■	■		
	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005				△		△	△	△	△	■	■	■	■	
	有機物	3mg/L以下	0.9	月1回		毎月、⑨	■	■	■	△	△	△	■	■	■		
	pH値	5.8以上8.6以下	7.9				★	■	★	●	●	●	■	■	■	■	★
	味	異常でないこと					■		☆	○	○	○	■	■	■	■	
	臭気	異常でないこと					☆		☆	○	○	○	■	■	■	■	
	色度	5度以下	<1				☆		☆	○	○	○	■	■	■	■	★
濁度	2度以下	<0.1	★					★	●	●	●	■	■	■	■	★	
その他の項目	嫌気性芽胞菌	検出されないこと						4,6,8,10	■	■							
	クリプトスポリジウム	検出されないこと			4,6,8,10	□											
	残留塩素 mg/L	0.1mg/L以上					★	●	●	●				★			
	水温					★		★						★			

※「過去3年間の最高」は全測定地点での過去3年間での最高値を示していますので個々の地点では検査省略頻度が変わります。
 ※頻度 ★毎日及び連続監視 ☆毎日 ●週1回及び連続監視 ○週1回 ■月1回 ◆隔月 □年4回 ◇年4回(夏期) △年1回

表2 水質管理目標設定項目と検査頻度

		種別	給水 栓水
		採水箇所	稲田 配水 系
		目 標 値	給水 栓水
水 管 理 目 標 設 定 項 目	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下であること。	△
	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下であること。(暫定)	△
	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下であること。	△
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下であること。	△
	トルエン	0.4mg/L以下であること。	△
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下であること。	△
	亜塩素酸	0.6mg/L以下であること。	△
	二酸化塩素	0.6mg/L以下であること。	△
	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下であること。(暫定)	△
	抱水クロラール	0.02mg/L以下であること。(暫定)	△
	農薬類(*注)	検出値と目標値の比の和として、1以下であること。	△
	残留塩素	1mg/L以下であること。	△
	カルシウム、マグネシウム等	10mg/L以上100mg/L以下であること。	△
	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	△
	遊離炭酸	20mg/L以下であること。	△
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下であること。	△
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下であること。	△
	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下であること。	△
	臭気強度(TON)	3以下であること。	△
	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下であること。	△
	濁度	1度以下であること。	△
	pH値	7.5程度であること。	△
	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づけること。	△
	従属栄養細菌	2,000個/mL以下であること。(暫定)	△
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下であること。	△	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下であること。	△	
パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	合算値として0.00005mg/L以下(暫定)	△	
パーフルオロオクタン酸(PFOA)		△	

頻 度 △ 1回/年

*注 厚生労働省医薬・生活衛生局 局長通知「別添2 項目15 農薬類の対象リスト」に定める農薬類

上記の検査項目については、水道法20条に定める登録水質検査機関で検査を行います。

表3 要検討項目検査項目と検査頻度

	項 目	採水地点 目標値(mg/L)	稲田配水系給水栓水		
			R5 実施済	R6 計画	R7 予定
1	銀	—			△
2	バリウム	0.7			△
3	ビスマス	—			△
4	モリブデン	0.07			△
5	アクリルアミド	0.0005		△	
6	アクリル酸	—		△	
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定)			△
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定)			△
9	エチレンジアミン四酢酸	0.5			△
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定)			△
11	塩化ビニル	0.002			△
12	酢酸ビニル	—			△
13	2,4-トルエンジアミン	—			△
14	2,6-トルエンジアミン	—			△
15	N,N-ジメチルアニリン	—	△		
16	スチレン	0.02	△		
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)	△*	△*	△*
18	トリエチレンテトラミン	—	△		
19	ノニルフェノール	0.3(暫定)	△		
20	ビスフェノールA	0.1(暫定)	△		
21	ヒドラジン	—	△		
22	1,2-ブタジエン	—	△		
23	1,3-ブタジエン	—	△		
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	△		
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(暫定)	△		
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定)		△	
27	有機すず化合物	0.0006※(暫定)		△	
28	ブロモクロロ酢酸	—	△	△	△
29	ブロモジクロロ酢酸	—	△	△	△
30	ジブロモクロロ酢酸	—	△	△	△
31	ブロモ酢酸	—	△	△	△
32	ジブロモ酢酸	—	△	△	△
33	トリブロモ酢酸	—	△	△	△
34	トリクロロアセトニトリル	—	△	△	△
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	△	△	△
36	ジブロモアセトニトリル	0.06	△	△	△
37	アセトアルデヒド	—		△	
38	MX	0.001		△	
39	キシレン	0.4		△	
40	過塩素酸	0.025	△		
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	△	△	△
42	アニリン	0.02		△	
43	キノリン	0.0001	△	△	△
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02		△	
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2			△
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHx)	—		△	

※トリブチルスズオキシドの暫定目標値

頻度 △ 1回/年

上記の検査項目については、水道法20条に定める登録水質検査機関で検査を行います。

* ダイオキシン類の検査は、稲田浄水場の原水で行います。

配水系統・採水地点位置図

